

審査基準整理票

処分名	身体障害者用自動車改造費助成事業の助成の決定		
根拠法令名	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	(条項) 第3条	
基準法令名	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	(条項) 第3条	
	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第54号)	(条項) 第13条第1項	
	大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)	(条項) 第4条第1項	
	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	(条項) 第4条 別表	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)	(条項) 第5条	
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書の名称【大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱】</li> <li>掲載図書等【 】</li> <li>内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>大津市身体障害者用自動車改造費助成事業の助成対象者の認定は、大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱第3条に該当する者であることを基準とする。</p> <p>この要綱による大津市身体障害者用自動車改造費助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、本人又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年(1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が改造の助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。</p> <p>(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けている重度の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する者であって、就労等のため自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるもの(自動車の運転免許を取得している者又は当該補助事業の完了の日までに運転免許を取得する予定である者に限る。)</p> <p>イ 下肢機能障害、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害における障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、通学、通院、通所若しくは生業のため自ら又は生計を同一にする者(自動車の運転免許を取得している者に限る。)が所有する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着し、及び改造する必要があるもの</p> <p>(2) 過去5年以内に助成金の交付を受けた者でないこと。ただし、障害の状態の変化その他の特別の理由により自動車の改造等の必要があると市長が認める場合にあっては、この限りでない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。